

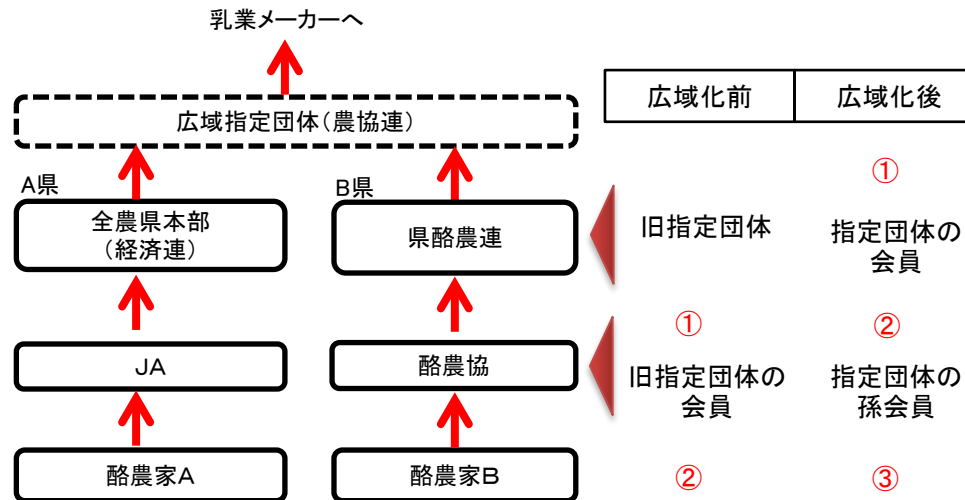
2 生乳流通の現状(指定団体の内部組織の合理化)

- 平成13年の指定団体の広域化以降、集送乳の合理化や中間コストの削減を図るため、指定団体内の組織の再編合理化を推進。
 1県1組織となっている県の数
 平成13年:3県(鳥取、大分、沖縄) → 平成28年:15都道県
- 西日本では、1県1組織となっている県が多く、東日本は少ない状況。特に、経済連、全農県本部が指定団体の会員となっている県での進展が遅い状況。
- 1県1組織を進める上で、①総合農協と専門農協の違い、②各団体における事業範囲や収益構造、③資産・負債の状況、④役職員の処遇、手数料等が課題となり、進みにくい状況。

は、1県1組織となっていない県

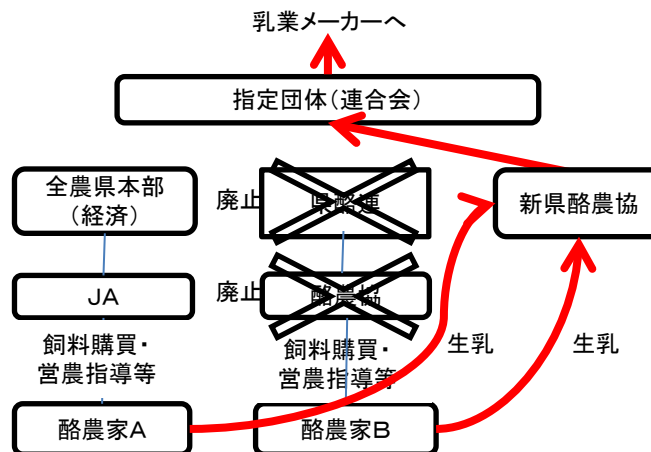
ブロック	都道府県	ブロック	都道府県	ブロック	都道府県
北海道	北海道	北陸	新潟県	中国	鳥取県
東北	青森県		富山県		島根県
	岩手県		石川県		岡山県
	宮城県		福井県		広島県
	秋田県		長野県		山口県
	山形県	岐阜県	徳島県		
関東	福島県	東海	愛知県	四国	香川県
	茨城県		三重県		愛媛県
	栃木県		滋賀県		高知県
	群馬県		京都府		福岡県
	埼玉県		大阪府		佐賀県
	千葉県	兵庫県	長崎県		
	東京都	奈良県	熊本県	九州	大分県
	神奈川県	和歌山県	宮崎県		
	山梨県		鹿児島県		
	静岡県		沖縄県		

- 広域指定団体の設立に伴う会員の組織再編



- 1県1組織の事例(兵庫県、平成28年4月～)

総合農協系、専門農協系を問わず、全ての酪農家が、新たに設立した酪農協の組合員となり、1県1組織化を達成。新組織には、旧組織の資産を引継がないことを条件としている。



(参考) 指定団体とM社の農家受取乳価の試算値

項目	①乳業者からの受取乳価(H27)	②集送乳等経費(H27)			③加工原料乳補給金(H27)	酪農家の手取り(①-②+③)	④M社の買受価格(年間契約)2015.4~	
		うち手数料	うち集送乳費	うち検査費				
北海道	86.87	6.16	1.46	4.56	0.14	6.42	87.13	83~93
東北	108.86	12.19	2.82	9.23	0.15	1.32	97.99	93~103
関東	110.49	7.85	2.26	5.39	0.20	1.21	103.85	98~108
北陸	121.18	6.90	2.32	4.37	0.20	0.15	114.44	95~105
東海	113.22	7.49	2.01	5.28	0.20	0.63	106.36	93~103
近畿	116.74	7.48	2.15	5.08	0.25	0.09	109.35	95~105
中国	113.16	8.49	3.11	5.22	0.15	0.42	105.09	93~103
四国	115.42	8.81	1.57	6.98	0.26	0.39	107.00	95~105
九州	107.46	10.42	2.93	7.31	0.18	1.36	98.40	95~105
沖縄	132.34	4.25	2.65	1.60		0.04	128.13	-

※①は中央酪農会議調べ

②、③は牛乳乳製品課調べ。集送乳等経費は、指定団体から地域農協までの合計を加重平均した。

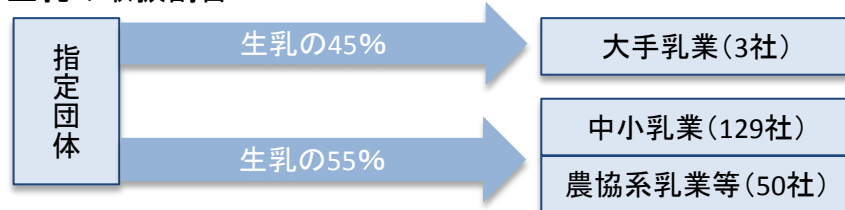
また、集送乳費には、CS経費を含む。なお四捨五入の関係で合計と一致しない。

④はM社のHPより(網掛けはM社が集乳していない地域)

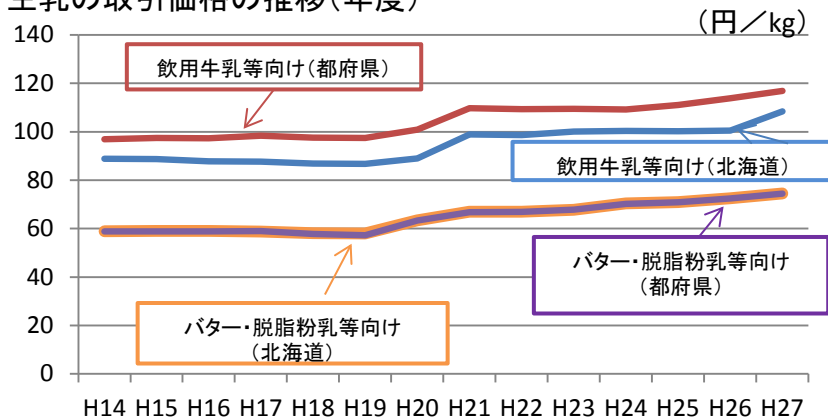
2 生乳流通の現状(指定団体の乳価交渉)

- 生乳の取引価格は、指定団体と乳業メーカーとの交渉により、生産コストの変動、生乳の需給状況等を踏まえ、毎年度、用途別に決定。
- 一方で、①生乳需給はひっ迫しているにも関わらず乳価上昇が限定的、②乳価改定時期が遅い、③交渉過程が不透明、④他の地域の乳価と比較ができない、⑤中小乳業は満足に乳価交渉に参加できない等の指摘。
- 乳価形成の透明化と高い乳価を提示する社がより多くの乳量を確保できるよう、平成28年度から生乳の入札を実施。

○ 生乳の取扱割合



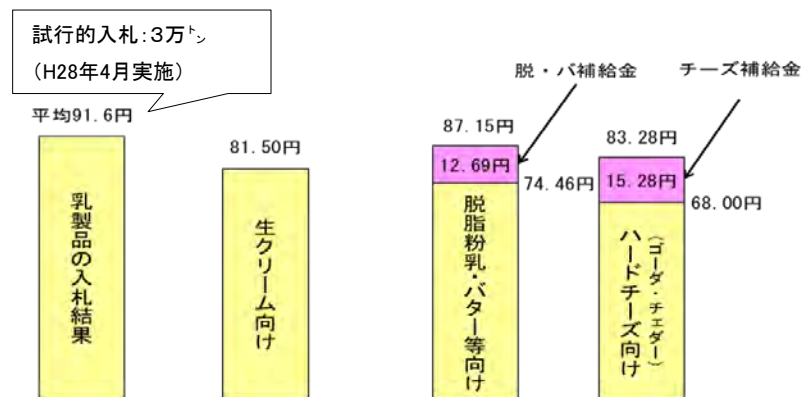
○ 生乳の取引価格の推移(年度)



資料:農林水産省調べ

注)消費税相当額抜き

○ 北海道における乳製品向けの生乳取引価格と入札結果



注1:用途別乳価はホクレンの数値(平成28年度取引乳価)

注2:消費税相当額抜き

2 生乳流通の現状(部分委託)

- 指定団体制度の趣旨である集送乳の合理化、乳価交渉力の確保等の観点から、全量委託を基本としつつも、近年の多様化する消費者ニーズに対応し、酪農家の創意工夫による6次産業化の取組を支援し、酪農家の付加価値創出を促進するため、生乳受託販売の弾力化を順次実施。
- 指定団体に生乳を出荷しつつ、その一部について、
 - ① 自ら処理して牛乳製品を製造・販売できる制度(自家製造枠1.0トン/日)を創設(H10年)し、その後、1.5トン/日(H24年)、3.0トン/日(H26年)と順次拡大
 - ② プレミアム取引制度を創設(H10年)し、酪農家自身がプレミアム上乗せ額を乳業と直接交渉することを可能とする(H26年)
 - ③ 特色ある生乳(ジャージー種、NON-GMO、有機等)の乳業者への直接販売を可能とする(H26年)等の見直しを実施。
- ③については、酪農家が直接販売する際の要件として、販売先の乳業者の処理能力が3トン以下となっている。これに対して、酪農家の創意工夫による特色ある牛乳の製造や、乳製品の製造・販売を制限しており見直すべきとの声も存在。

○ 全量委託について

【加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)(抜粋)】
 第6条第2項 (略)指定を受けようとする生乳生産者団体は、(略)生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務に関する規程を定め(略)、当該都道府県知事又は農林水産大臣に提出しなければならない。

【指定生乳生産者団体の受託規程について(平成13年2月 生産局長通知)(抜粋)】

模範受託規程例 別記1 生乳受託契約例 (委託を受ける生乳の範囲)
 第1条 乙(※会員の農協又は農協連)は、甲(※指定団体)の生乳受託規程を承認の上、乙の取り扱う生乳の全量を、特別の条件を付さずに、甲に生乳受託販売に係る委託をするものとする。

○ 部分委託について

【指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について(平成10年4月 生産局長通知(改正 平成24年、26年)(抜粋)】

(略)模範受託規程例は、通常の状態委託を受けて行う生乳の販売のみを考慮して作成されたものであり、(略)生産者の意欲的・自主的な取組として(略)このような事例については速やかに対応できるよう所要の措置を講じるものとする。(略)

○ 6次産業化等の取組状況(平成27年4月末時点)

	取組件数	平均仕向量
①自家製造	223件	0.1トン/日
②プレミアム取引	60件	1トン/日
③乳業者への直接販売	1件	0.1トン/日
計	284件	

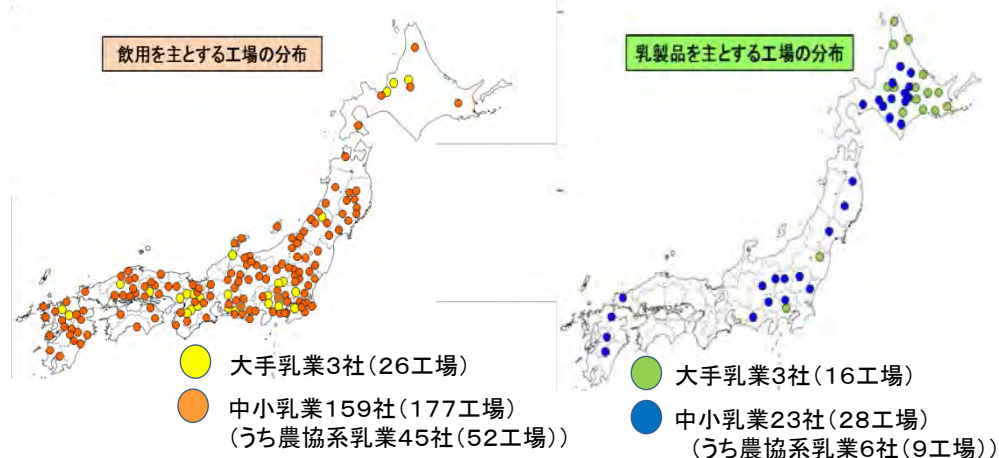
※ 平成32年度 6次産業化の取組件数目標:500件
 (平成27年4月末時点実績 284件)

3 乳業の現状(工場数)

- 都府県では、大消費地に近い立地条件を活かし、飲用向けの主たる供給地として、中小乳業の飲用工場が多く分布。
北海道では、生乳生産コストが低い一方、大消費地から遠いため、保存が利く乳製品(脱脂粉乳、バター等)の主たる供給地として、大手乳業の乳製品工場が多く分布。

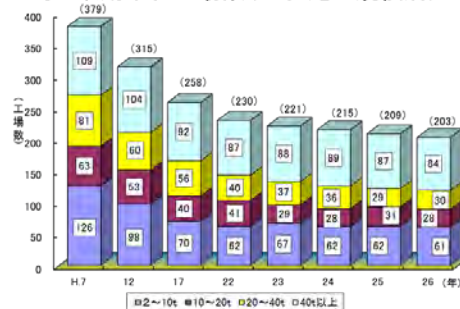
- 飲用牛乳工場数は減少傾向で推移し、H26年には203工場、乳製品工場数は横ばいで推移し、H26年には44工場。

- 国内の乳業工場の分布

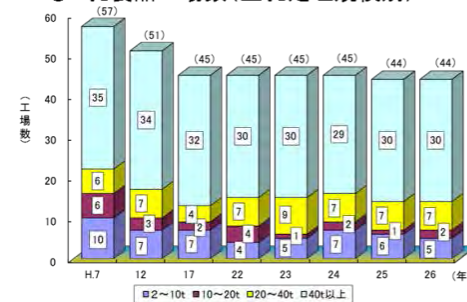


注1) 1日当たり生乳処理量が2トン以上の工場を計上。
2) 大手乳業3社は、(株)明治、森永乳業(株)、雪印メグミルク(株)。

- 飲用牛乳工場数(生乳処理規模別)



- 乳製品工場数(生乳処理規模別)



3 乳業の現状(諸外国との比較)

- 日本と韓国は、いずれも国内大手3社の市場シェアが約60%、生乳自給率がともに60%強と業界構造が比較的類似している。1工場当たりの平均生乳処理量は同程度となっているが、飲用工場のみで見れば、韓国の70%程度の水準。
- また、日本の乳製品の1工場当たりの平均生乳処理量は、乳製品の割合が高い国々と比較とすれば、デンマークの約80%であるが、ニュージーランドの18%の水準。

○ 各国乳業の比較

国名	日本		韓国	英国	デンマーク	カナダ	NZ
	飲用	乳製品					
工場数	203	44	80	400 ^{注3}	54	444	51
生乳生産量 (千トン/年)	3,910	3,361	2,214	15,084	5,187	8,625	21,898
1工場当たりの 平均生乳処理量 (千トン/年)	19.3	76.4	27.7	37.7 ^{注3}	96.1	19.4	429.4
仕向け割合 上段: 飲用 下段: 乳製品	52% —	— 48%	74% 26%	47% 53%	10% 90%	31% 69%	3% 97%
(千トン/年) 製品製造量	牛乳類	3,455	1,637	7,164	502	2,712	657
	クリーム	116	40	308	48	372	—
	バター類	62	4	140	43	87	570
	チーズ	47	9	369	369	362	325
	脱脂粉乳	121	21	122	40	81	410

注1) 工場数は飲用主体と乳製品主体の合計。

注2) 数字は平成26年時点。ただし工場数は、韓国24年、デンマーク、カナダ、NZは27年時点、英国は24年の企業数を記載。

注3) 英国の1工場当たりの平均生乳処理量は、1企業当たりの平均生乳処理量を記載。

(出展) IDF「The world dairy situation 2015」、農林水産省「牛乳乳製品統計」、ALIC「韓国の酪農乳業の現状」、Korea Dairy Committee「THE KOREA DAIRY INDUSTRY IN FIGURES 2012」、USDA「Dairy plants surveyed and Approved for USDA Grading Service」、EDA、農林水産省調べ

3 乳業の現状(収益性)

○ 大手乳業の収益性は、食品製造業のほぼ平均並み。中小乳業の収益性は、食品製造業の平均を大きく下回っており、約3割が赤字経営。

○ 中小乳業の収益性の低さの原因は、① 稼働率が低いこと、② 販売単価が低いことが挙げられる。

①稼働率:

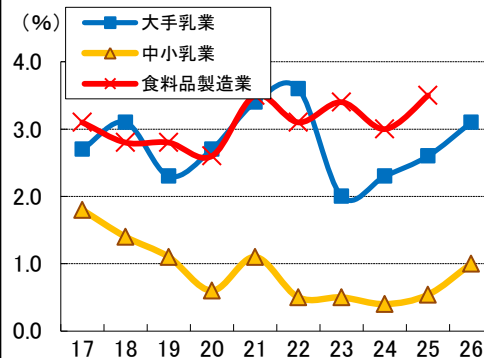
生乳生産量の減少等により、飲用工場、乳製品工場ともに低下傾向で推移。

大手乳業工場では、従業員の多さを活かした交代制や、発酵乳等の多様な商品の製造等により、中小乳業よりも稼働率が高い傾向。

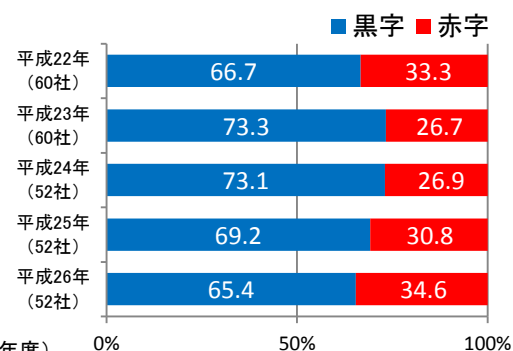
②販売単価:

中小乳業の一部では、低温殺菌牛乳の製造など高付加価値化の取組も見られるものの、一般的に商品開発力が弱いため、低価格販売で売上高の確保を図らざるを得ないケースが多い。

○売上高経常利益率



○中小乳業の損益動向



○工場の1日当たり平均生乳処理量及び平均稼働率

	平成20年度				平成26年度			
	飲用工場		乳製品工場		飲用工場		乳製品工場	
	1日当たり平均生乳処理量(t)	稼働率(%)	1日当たり平均生乳処理量(t)	稼働率(%)	1日当たり平均生乳処理量(t)	稼働率(%)	1日当たり平均生乳処理量(t)	稼働率(%)
大手乳業3社	121	67.3	414	81.0	123	60.3	406	72.0
中小乳業	51	56.7	216	66.9	49	52.8	214	69.8
うち農協系乳業	64	54.2	367	70.2	56	51.7	366	63.1
(参考)生乳生産量	7,945千トン				7,331千トン			

注1) 1日当たり平均生乳処理量=1か月の生乳処理量/25日で計算。

資料:農林水産省調べ

注2) 稼働率=1か月の生乳処理量/生乳処理能力(1日6h×25日稼働)で計算。

○牛乳の平均小売販売単価(平成28年5月)

(単位:税抜、円/リットル)

